

2026年4月1日

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区高輪二丁目21番2号

Umios 株式会社

代表取締役 安田 大助

北海道帯広市西23条北2丁目17-6

株式会社十勝ミートセンター

代表取締役 高木 秀雄

Umios 株式会社（以下「分割会社」という。）は、2025年12月22日付新設分割計画書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、株式会社十勝ミートセンター（以下「新設分割設立会社」という。）を新たに設立し、分割会社が営む北海道帯広地区における国産牛の加工および販売事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 分割会社における反対株主の株式買取請求等に関する手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第805条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合（簡易分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 分割会社における株主の新設分割をやめることの請求に係る手続

会社法第805条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合（簡易分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第 808 条の規定による手続）は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

当社は、会社法第 810 条の規定により、2026 年 1 月 9 日付の官報により、同条第 1 項第 2 号に掲げる債権者に対する新設分割についての異議申述公告を行い、知れている債権者に対する個別の催告は、2026 年 1 月 9 日に電子公告による、新設分割についての異議申述公告を行うことでこれを省略いたしました。異議申述期間である 2026 年 2 月 9 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設分割設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、2026 年 4 月 1 日をもって、分割計画書に記載された分割会社が営む十勝工場の事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、雇用契約は承継しております。以上の結果、新設分割設立会社が承継した資産の額は、金 281 百万円、負債の額は金 2 百万円となっております。

4. その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上